

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年1月22日

南九州市長 塗木弘幸

#### 南九州市条例第4号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年南九州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「第5条の規定による改正後の」を削る。

附則第4条第4項中「第7条の規定による改正後の」を削り、「新給与条例」を「給与条例」に改め、同条第5項及び第6項中「新給与条例」を「給与条例」に改め、同条第7項を次のとおり改める。

7 給与条例第5条第2項から第9項まで、第7条から第8条の2まで及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附則第8条中「新給与条例」を「給与条例」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。